

公立陶生病院地域医療連携情報誌広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立陶生病院組合広告掲載要綱（平成20年8月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、公立陶生病院地域医療連携情報誌（以下「情報誌」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 情報誌への広告掲載は、要綱第5条に規定された範囲で行うものとする。

(掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、公立陶生病院（以下「病院」という。）が指定するものとする。

(掲載規格等)

第4条 掲載枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 情報誌本文中A4版1ページ又は1／2ページとする。
- (2) 文字、罫線等の色は、黒色とする。

(募集方法)

第5条 広告の募集は病院ホームページ等により行うものとする。

(申し込み)

第6条 広告掲載の申込者は、公立陶生病院地域医療連携情報誌広告掲載申込書（様式第1号）を患者支援センター地域医療連携室に提出しなければならないものとする。

(掲載の決定等)

第7条 前条の規定による申込みがあったときは、要綱第6条に定めるところにより広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告掲載の申込者が当該広告予定掲載枠を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定するものとする。

(1) 第1順位

瀬戸市、尾張旭市又は長久手市（以下「組合市」という。）に本社又は本店を有する事業者、商店街、専門店街等の連合体

(2) 第2順位

組合市に支店、営業所等を有する事業者

(3) 第3順位

前2号のいずれにも該当しない事業者、商店街、専門店街等の連合体

(4) 第4順位

掲載希望広告枠数の多いもの

2 前項の規定によっても広告掲載者が決定しないときは、抽選（くじ引き）により決定する。

3 広告掲載の可否を決定したときは、結果、掲載内容、条件等を広告掲載の申込者に対し、公立陶生病院地域医療連携情報誌広告掲載等決定通知書（様式第2号）により通知する。

（掲載料）

第8条 広告掲載料は、類似する広告の市場価格等を勘案し、公立陶生病院組合管理者（以下「管理者」という。）が別に定めた額とする。

2 広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

（原稿の作成等）

第9条 広告主は、広告原稿を指定する方法により作成し、指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（内容、デザイン等の審査及び協議）

第10条 広告の内容、デザイン等については、申込み時に提出した広告原稿について審査及び協議を行い、広告主の了承を得て掲載するものとする。

（内容等の変更）

第11条 広告の内容、デザイン等について要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容、デザイン等の変更を求めるものとする。

（掲載の取り消し）

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき又は納付する見込みがないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) その他情報誌への広告が適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、公立陶生病院地域医療連携情報誌広告掲載取消等通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

（損害賠償請求）

第13条 前条第1項第3号に該当する事由により公立陶生病院組合が被害を被

った場合は、広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(掲載料の還付)

第14条 次に掲げる事由による以外の場合については、納付された広告掲載料は還付しないものとする。

(1) 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したとき、納付された広告掲載料の全額

(2) 病院の故意又は重大な過失により広告掲載した情報誌を汚損、毀損、亡失等により登録医等に対し配布できなかったとき。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、公立陶生病院地域医療連携情報誌 広告掲載料還付請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

(広告主の責任)

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、情報誌への広告掲載について必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。